



浜松市市議会 議長 飯田末夫 様

請
平成 30 年 10 月 24 日

陳情人 川崎 常和

浜松市所有の入浴施設における障がい者の利用料金の無料化を求める陳情

日本国憲法 16 条及び請願法（昭和 22 年 3 月 13 日法律第 13 号）の規定に基づき、下記のとおり陳情致します。

1 陳情の趣旨

浜松市が所有する入浴施設において、障がい者の利用料金を一律に無料化するように求めます。

2 陳情の理由

浜松市内には慢性腎不全の患者が 900 余名居住しており週 3 回の血液透析を受けています。毎回の透析で除去できる水分には限界があり医師の指導の下で厳格な水分摂取制限をします。反面、体調を維持するためには食事の摂取が望ましく、結果としてある程度の水分摂取は避けがたいものです。そこで腎臓からの水分排泄を補うために、一般的には透析のない日に温泉やサウナに出向き、発汗を多くするよう医師から指導されております。一例として、透析のない週 4 日は入浴施設へ出向き一回 15 分の入浴を 4 回前後行います。この発汗作業で一日あたり 1.0ℓ前後を目安に水分を体外に出すことで体調を維持しています。水分とともに塩分も体外に出ますので水分の欲求も抑えることができます。こうした状況は一般的に透析を受ける患者に共通したもので、収入の限られる障がい者にとって費用の負担が生じます。

「第 3 次浜松市障がい者計画」においては『支え合いによって住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち』を基本理念に掲げ、障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に捉え、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進め、障がいのある人の生活の質の向上を図るよう、必要な障害福祉サービス等を提供することとされています。

障がい者が近隣の入浴施設を費用の心配をせずに利用することができれば、自ら体調管理、健康増進をしながら他の利用者の方々との交流も図ることが促進されますので、本計画の理念や趣旨と合致するのではないかと思います。また患者については、この発汗作業を根気よく継続することにより、場合によっては腎不全の症状を現状維持できる可能性も

あります。この取り組みは市の医療費支出の削減につながると思います。

最後に、浜松市所有のスポーツ施設においては、平成 29 年 4 月より障がい者の利用料金が無料化されていることを申し添えます。

以上の趣旨により要望します。

3 陳情人

川崎常和